

令和5年度 福岡市立城南市民センターの管理運営に対する評価について

1. 施設概要

(1)施設名	福岡市立城南市民センター
(2)所在地	福岡市城南区片江5丁目3番25号
(3)施設内容	延床面積4,043㎡（鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階建て） ホール（500席）、第1・2・3会議室、第1・2和室、実習室、音楽室、視聴覚室、託児室
(4)開館年月日	昭和59年8月1日
(5)施設の役割	市民の教育、文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の連帯意識の高揚に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、市民センターを設置する。（福岡市立市民センター条例より抜粋）

2. 指定管理者

(1)指定管理者	九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV 代表企業 株式会社 九電ビジネスフロント 構成員 九州メンテナンス株式会社 の共同事業体
(2)指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

3. 評価方法について

指定管理者から提出された令和5年度事業報告書、自己評価シート及び収支決算書等の確認、実地調査及び指定管理者へのヒアリング等を実施し評価を行った。

※評価のポイント

区 分	評 価 項 目	
管理体制	①本部と現地の管理体制 ③人材の育成計画・研修 ⑤危機管理・安全対策 ⑦経理事務 ⑨指導等の対応	②人員配置（労働条件モニタリング含） ④法令等遵守 ⑥個人情報の保護 ⑧収支状況
運営管理	①利用者に対するサービスの質の確保及び向上 ③使用料の徴収・収納 ⑤効果的な集客対策 ⑦地域や関係団体とのかかわり方	②苦情対応 ④警備 ⑥指定管理者企画事業の取組 ⑧暴力団排除
維持管理	①建物や設備の法定点検・保全等 ③清掃 ⑤緊急修繕 ⑦環境への配慮	②施設・付帯設備 ④再委託 ⑥備品の管理

4. 総合評価及び所見

(1)総合評価	C
(2)所 見	○危機管理・安全対策について、事故発生時の迅速な対応及び連絡体制がとれている。 ○事業実施にあたり、地域の施設等への積極的な広報に努めた。 ○事業によっては、参加者が予定人数を下回るものがあるため、引き続き、内容・曜日・時間等を検討されたい。

A 十分な成果が認められる。業務に対し、積極的な工夫・改善の取組みが行われている。
B 成果が認められる。業務に対し、工夫・改善に取り組む姿勢が見られる。
C 標準的な業務の水準であり、概ね成果が認められる。現在の取組みにおいて、さらに工夫できる余地がある。
D 業務に対し、改善すべき事項が見られる。
E 業務の基準を満たしておらず、すみやかな改善が必要である。業務に問題があり、早期対応が必要である。